

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 坂本 剛

論 文 題 目

自然資源管理の環境ガバナンスにおける社会心理学的課題の検討
—内モンゴル及びモンゴルの草原資源の管理を事例として—

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授 五十嵐 祐

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 金井 篤子

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授 高井 次郎

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

環境ガバナンスとは、持続可能な社会の構築に向け、政府や市民社会といった組織が、それぞれの多様性と多元性を生かしながら積極的に相互関与を行い、問題の解決を図るプロセスである。本論文は、中国・内モンゴル及びモンゴルを対象に、牧畜社会における資源管理のメカニズムの解明を通じて、途上国の開発支援における環境ガバナンスの意義とその問題点について明らかにするものである。

本論文は、6つの章から構成される。第1章では、「コモンズの悲劇」の議論をベースとして、環境管理に関する先行研究を整理し、主に中央政府あるいは地方の行政主体によって決定される外的な制度環境と、自然資源との直接的な関わりをもつ地域住民との相互影響のプロセスに着目して、地域住民による資源の共同管理における具体的な課題を明確化した。資源管理の支援の現場では、資源の管理者と社会システムとの間に葛藤が生じる事例がしばしば観察されるが、社会的アイデンティティ理論に基づくと、こうした葛藤は集団成員性が生み出す内集団ひいきと関連していることが示唆される。以降の章では、資源の正当な管理権を自治組織に付与する意義の解明、社会的公正感が管理への協力に及ぼす影響の検討、さらに一般交換システムにおける集団境界の設定が地域住民に及ぼす影響を解明することを目的として、中国内モンゴル及びモンゴルのフィールドにおける調査研究を行った。

第2章では、事例対象地域である中国内モンゴル及びモンゴルの概要について述べた。内モンゴルでは、行政によるトップダウンの政策決定が中心である一方で、行政と地域住民の間では資源管理の権限や意思決定プロセスが共有されていることが示された。さらに、都市住民の意見が地方における資源管理の意思決定に反映される可能性も明らかとなった。一方、モンゴルでは、私有化政策による資源管理の流れの中で、個人の権利の明確化を重視する手法が導入されている。この点に注目し、本章では、個人の権利の尊重によって顕在化した牧畜社会のシステムとの矛盾が、新たな社会的葛藤を生み出す可能性について議論を行った。

第3章では、中国・内モンゴルの牧畜資源管理を事例に、自治管理組織に管理権が十分に付与されていない場合の管理の正当性の基盤について、現地での聞き取り調査を行った。その結果、組織の管理能力を評価する指標として、組織が住民にもたらす経済的な利益が重視されることや、自分たちに望ましい結果を生じさせることにつながる「道具的な」手続き的公正が重視されることが明らかとなった。さらに管理権があいまいな場合、自治管理組織は、住民と行政との間に存在する資源への価値づけの不一致を顕在化させないための調整機能を有する可能性が示された。

第4章では、中国・内モンゴルの牧畜地域を対象に、自然資源の管理制度への協力意図を促進する心理プロセスを明らかにするため、地域住民と都市住民との比較検討を行った。地域住民は管理制度への信用によって協力意図を高めていた一方で、

論文審査の結果の要旨

都市住民は草原管理に関わる行政の法規性を高く評価している場合に、手続き的公正感から協力意図への影響が低下する「法規性の干渉効果」を示した。これらの結果は、環境ガバナンスの前提となる多様なアクターの参加のもと、都市住民など社会の多数派によって、行政がもたらす単一的な価値への重視が生み出される、というパラドックスの存在を示唆するものである。

第 5 章では、モンゴルでの資源管理プロジェクトに参加する牧畜世帯への調査を通じて、資源そのものの境界と利用権を持つ者の境界を明確に定義する「境界の明確化」がもたらす課題について、社会的アイデンティティ理論との関連から検討を行った。その結果、明確な境界の主張は、集団の成員性の認知や集団成員性に基づく内集団ひいき行動に影響を及ぼすことが明らかとなり、モンゴルの牧畜社会のように、一般交換に基づく広範な協力行動を支える社会システムにとって脅威となりうる可能性が示唆された。

第 6 章では、本論文の学術的・社会的貢献について考察し、総括的討論を行った。従来の研究では、主に手続き的公正感が公共政策の幅広い受容や協力を導く要因として注目されてきた。これに対して、本論文は、手続き的公正感の道具的な役割に注目し、経済的な誘因を考慮した上で制度を設計することの必要性について指摘した。さらに、多元的な民主主義の枠組みにおいて、法規性が過度に尊重されることで、少数派である当事者の意見よりも、多数派である非当事者が支持する行政寄りの意見がむしろ採用されやすくなる危険性が指摘された。

本論文の特色は、発展途上国・地域での綿密な調査に基づいて、成熟した市民社会を前提とした資源管理制度における、いわば「多数派の無責任」(ケアレス・マジョリティ)ともいえる民主主義のパラドックスを明確に示した点にある。従来の研究では、共有地の悲劇の解決において、民主主義に基づく理想的な制度的枠組みを整えることが、ある種不可欠の前提となっていた。一方、本論文は、緩やかな境界設定に基づく資源の共同管理を行ってきた伝統的なコミュニティに対して、西洋化された市民社会の規範を直接的に導入することの重大な限界点の存在を指摘している。これは、環境ガバナンスに関する社会心理学的研究に新たな視座を提供するものである。

本論文に対して、審査委員は慎重に審議を行い、内容に関して次のような指摘がなされた。(1) ランダム化されていないサンプリングの知見や、シングルケースの知見をどこまで一般化できるのか、(2) 社会的アイデンティティ理論よりも、むしろ現実的葛藤理論に基づく解釈のほうが妥当ではないか、(3) 調査対象フィールド

別紙 1 - 2

論文審査の結果の要旨

以外の途上国一般について、同様のモデルは適用可能なのか、(4) 情報通信技術の発達から予測される集団成員性の変化についても議論すべきではないか。

学位申請者は、これらの問題点や今後の課題についても十分に認識しており、審査員からの指摘に対しても適切な応答がなされた。また、今後の研究活動を通じてさらなる検討を行う旨が述べられた。こうした問題点はあるものの、本論文は自然資源管理における環境ガバナンスの重要性について、フィールドでの調査や聞き取りを通じて体系的な検討を行っており、特に多数派を尊重する民主主義が、非当事者である都市住民の環境ガバナンスに対する影響力を強めるというパラドックスを見出すことに成功した点は、当該研究分野の発展に大きく寄与していると判断できる。

よって、審査委員は全員一致して、本論文を博士（心理学）の学位に値するものと判断し、論文審査の結果を「可」と判定した。